

注意事項

自動車保管場所証明申請書の記載例

- 消すことのできるボールペンの使用、押印箇所の簡易式スタンプ印鑑の使用はしないで下さい。
- この書類を申請者本人以外の方が作成した場合は、行政書士法違反となる場合があります。
- 申請内容に不明な点がある場合は、必要な書面を求める場合があります。
- 証明書交付後の訂正は原則できませんので、内容を確認して提出してください。なお、交付後、記載事項に誤りがある場合は、新たな申請となります。
- 証明書の有効期間（証明日から概ね1か月）以内に運輸支局へ提出してください。有効期間経過後は、新たな申請となります。詳しくは、運輸支局へお尋ね下さい。

数字とローマ字をはっきり区別して書いて下さい。
 ゼロ オー ディー イチ アイ ニ セット ハチ ビー ブイ ユー
 0とO又はD、1とI、2とZ、8とB、VとU

①車名
 トヨタ、ニッサンなどはカタカナで「三菱」は漢字で記入してください。

②型式
 申請時に必ず記入して下さい。

③車台番号
 車台番号欄は、申請時に記入されていなくても受付ますが、交付時まで記入されないと交付できません。

⑧所有形態
 申請する保管場所の所有者について○を付けます。
 ○申請者所有—自己単独所有に○印をつけ「自認書」を添付してください。
 ○他人所有 —その他に○印をつけ、「保管場所使用承諾証明書」「保管場所契約書の写し」等を添付してください。
 ○共有 地—共有に○印をつけ、共有者全員の承諾書を添付してください。

⑨自動車登録番号
 現在使用している車両の登録番号をそのまま使用する場合は、その番号を記入してください。

⑩連絡先
 申請内容についてお尋ねできる連絡先（氏名、住所、電話番号）を記入してください。

自動車保管場所証明申請書			
① 車 名	② 型 式	③ 車 台 番 号	④ 自 動 車 の 大 き さ
ト ヨ タ	TA-NDC2008	MRX-123456	長 さ 469 センチメートル 幅 169 センチメートル 高 さ 149 センチメートル
⑤自動車の使用の本拠の位置	名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内荘110号		
自動車の保管場所の位置	名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内パーキング No. 1		
⑥※保管場所標章番号	06012340		
自動車の保管場所の位置は記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明願います。 中 警察署長 殿 千 (465-1234) 平成29年 10月17日 住 所 名古屋市中区三の丸1丁目1番1号 丸の内荘110号 ⑦ 申請者 (052) 951局0000番 氏 名 愛 知 一 郎 印			
第 号 自動車保管場所証明書 自動車の保管場所の位置は記載の場所は、申請に係る自動車の保管場所として確保されていることを証明する。 平成 年 月 日			

証明書の交付は保管場所調査後となるため、申請当日の受け取りはできません。

備考 (省略)
 ⑧自己単独所有・その他・共有

⑨自動車登録番号

⑩連絡先

④自動車の大きさ
 自動車の大きさは、センチメートル単位で正しく記入してください。

⑤使用の本拠の位置
 《個人の場合》
 実際に居住する場所の所在地を記入します。通常住民票の住所と同じです。
 《法人等の場合》
 実際に営業を行う事業所の所在地となります。(本社、支社等の所在地)。通常、役員の実家や社員寮等は、使用の本拠となりません。
 ※ 申請者の住所と使用の本拠の位置が異なる場合、使用の本拠を疎明する書面(事業証明の写し等)の提出をお願いします。(提出については任意。)※疎明書面がない場合、証明書交付までに時間がかかる場合もありますので注意してください。

⑥保管場所標章番号
 自動車の買い換え等で、使用の本拠の位置と保管場所の位置のいずれも旧自動車と同一である場合は、旧自動車の保管場所標章番号を記載することにより所在図を省略することができます。

⑦申請者欄
 《個人の場合》
 住民票又は印鑑証明書の住所と氏名を記入してください。
 《法人等の場合》
 登記簿又は印鑑証明書に記載されている所在地・法人名・代表者名を記載し押印してください。法人の場合、押印の省略はできません。
 印鑑は法人として通常使用するものを使用してください。